

資料2

インターネット基盤委員会報告書骨子(案) － 新たなトップレベルドメイン名の導入について －

平成21年4月1日

第1章 ドメイン名をめぐる議論の状況

- (1) ドメイン名の現状
- (2) ドメインの管理体制
- (3) ドメインの多様化の進展
 - ① 種類の増加
 - ② 多国文字対応
- (4) ドメインの多様化の効果

第2章 「. 日本」導入に向けた検討

- (1) ICANNが定める基準
- (2) トップレベルドメインの文字列
- (3) 業務運営の基本ルール
- (4) 事業者の選定
 - ① 選定基準
 - ア 候補者の資質に関する審査項目
 - イ 業務運営に関する審査項目
 - ② 選定方法
 - ③ 選定主体
- (5) 事業者監督の仕組み
- (6) データエスクロー契約
- (7) 紛争処理ルールの整備

第3章 新gTLDの導入に向けた検討

- (1) 新gTLDに関する手続と主な課題
- (2) 地方自治体の対応方針
- (3) 国の対応方針
- (4) 国と地方自治体との連携方策
- (5) 地方自治体への支援
 - ① 地方自治体向け新gTLDガイドラインの策定
 - ② ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

第4章 今後の検討課題

- (1) ドメイン利用市場の健全な発展に向けた取り組み
- (2) ICANN等への貢献の拡大

(1) ドメイン名の現状

- インターネットでは個々のサーバー等に付与されたIPアドレス(例えば、203.140.31.100など)を基に通信を行っているが、こうした数字の羅列は人間には扱いにくいいため、IPアドレスと関連付けたドメイン名(例えば、www.soumu.go.jp)を活用することによって、インターネットの利便性を確保している
- ドメイン名は重複しないよう、国際的な組織であるICANN(米国カリフォルニア州法に基づく非営利法人)において一元的に管理されている
- 「www.soumu.go.jp」の「.jp」等、アドレスの一番右側の部分を「トップレベルドメイン」という
- 「トップレベルドメイン」は、次の2種類に大別される
 - ①国別トップレベルドメイン(ccTLD : country code Top Level Domain)
「.jp」(日本)、「.us」(米国)、「.cn」(中国)など国名を表したもので約250種類が存在している。
 - ②分野別トップレベルドメイン(gTLD : generic Top Level Domain)
「.com」、「.net」など約20種類が存在している。

(2) ドメイン名の管理体制

- ICANNは1998年10月に設立され、インターネットの全てのドメイン名とIPアドレスの管理を行っており、日本政府は政府諮問委員会(GAC)に参加している。
- 我が国の国別トップレベルドメインである「.jp」については、ICANNから株式会社日本レジストリサービス(JPRS)にその管理が委任(注1)されている

(注1) JPドメイン名事業を取り巻く環境の変化に速やかに対応する必要性等の理由から、一定の手続を経て、2002年4月に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)からJPRSに業務が移管されたもの

- 現在、総務省とJPNICが協力して、JPRSの財務状況、jpドメインの運営状況について監督を行っており、管理運営業務の適正さを担保している(注2)

(注2) JPRSとJPNICとの間で、JPRSが財務状況等についてJPNICに報告することやドメインの管理運営業務の再移管する条件等が規定された覚書が締結されており、それを踏まえた上でICANNとJPRSとの間でccTLDスポンサ契約が締結されている

【参考】

「.jp」の登録件数:約107.6万件(うち日本語ドメイン数:約13.5万件)(2009年3月1日現在)

(3) ドメインの多様化の進展

① 種類の増加

- ICANNは「分野別トップレベルドメイン」の種類の増加を進めてきており、(2000年と2003年の2回)。現在、20種類のトップレベルドメインが存在するが、新たなトップレベルドメインを利用したいという要望が引き続き寄せられている

【gTLDの増加の経緯】

ICANN設立以前からのgTLD	.com .edu .mil .gov .org .net .int
2000年に追加されたgTLD	.biz .info .name .pro .museum .aero .coop
2003年に追加されたgTLD	.jobs .travel .mobi .cat .asia .tel

- 2007年9月に新しい分野別ドメイン名の導入プログラムの勧告が提出され、2008年6月にICANN理事会において採択された

- ① 従来に比べて、申し込みに必要な条件が大幅に緩和されていること
- ② 募集の時点で分野別トップレベルドメインの数に上限を設けないこと
がこれまでの募集にはない特徴

【参考】

登録商標と同じ文字列や既存のTLDに似ているもの等を除いて、特に不都合が無ければ、原則として新たな「分野別トップレベルドメイン」の利用が可能となる予定

- 2008年10月と2009年2月に、ICANN事務局が新gTLD応募者用ガイドブック(RFP)ドラフト版を順次公開するなど、新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入に向けた準備が進められている

② 多国文字対応

- ICANNは、非ラテン文字を利用する文化圏の要望を受けて、ドメインの多国文字対応化(IDN)を進めてきた
- その結果、我が国の国別トップレベルドメインである「.jp」の場合には、2001年にトップレベルドメイン(「.jp」)を除く部分の日本語化が実現。「総務省.jp」のようなドメイン名を登録することが可能となった
- 特に、アラビア語圏の場合、右から読むアラビア文字と左から読むアルファベットが混在していると不便であることもあり、アラビア語文化圏を中心に、トップレベルドメインについても多国文字化を進めるよう要望があった
- これを受けてICANNにおいて、分野別トップレベルドメイン及び国別トップレベルドメインにおける多国文字の導入について検討が進められている
- ICANNの事務局により、多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画案(2008年10月、2009年2月改訂)や前述の新gTLD応募者用ガイドブック案が取りまとめられている

(4) ドメインの多様化の効果

○ 新たなトップレベルドメインの導入により、たとえば次のような効果が期待されるのではないか

① 日本語による国別トップレベルドメイン

- ・ ドメイン名の多様化、ユーザーの選択肢が拡大
- ・ 企業や団体等の広報戦略、営業戦略における活用
- ・ 新規サービス(新規事業者)の導入によるサービス向上
- ・ 日本語だけで構成される分かりやすいドメイン名の実現 等

② 地理的名称に関連するトップレベルドメイン

- ・ いわゆる、インターネット版の「ご当地ナンバー」として、地域への愛着や一体感の醸成を促進
- ・ 「観光.広島」や「visit.kurashiki」、「ski.karuizawa」、「hotel.tokyo」等のインパクトのあるアドレスによって、観光情報等を国内外に発信することが可能
- ・ 「着物.京都」、「おみやげ.大阪」など、地場の名産品のアピールにも活用可能
- ・ 税収増や寄付・社会貢献等、自治体や地域住民への貢献も期待できる 等

(1) ICANNが定める基準

- 例えば「.日本」といったアルファベット以外の文字による国名表記の国別トップレベルドメインの導入については、ICANNが定めるIDN-ccTLD実装計画やGAC原則等に沿った審査が行われることとなるが、基本的にはグローバルな空間の一部を担うという原則の下で各国政府の意向が尊重される

【参考】GAC原則(抜粋)

- 7.1. 原則: 委任および再委任は国家の問題であり、すべての国内利害関係者の見解および既存のccTLDレジストリの権利を考慮に入れながら、国内法に従って国内で解決されるべきである。最終的な正式決定に達した後、ICANNは、かかる決定の根拠を示し、権威ある指示に従って委任または再委任のプロセスを開始するために直ちに行動するべきである。

※委任とは、そのドメインの管理運營業務について、ICANNが管理運營業務者に委任することを意味する

(2) トップレベルドメインの文字列

我が国の新たな国別トップレベルドメインの名称(文字列)は、

- ① 覚えやすく短い方がドメインに適していること
 - ② 「.日本国」よりも「.日本」の方がなじみやすいと考えられること
- 等から、「.日本」とすることが適当ではないか

【参考】多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画ドラフト案(2008年10月、2009年2月改訂)

(1) IDN-ccTLDの文字列は、「国か領土の名前」又は「その一部若しくはその縮小型」に限られる。

申請する文字列が、

- ① 国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リストに掲載されていること
- ② 国際的に認識されている語学の専門家や組織が(1)の要求条件を満たしている旨の説明をすること
のいずれかを満たすことが必要

(2) IDN-ccTLDの申請する数には制限はないが、1つの公用語あたり、1つの文字列に限られる。

【参考】国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リスト

ISO	COUNTRY- English (UN)	ISO code; Language	Short name	Formal name
JP	JAPAN	ja: Japanese	日本 <i>Nihon or Nippon</i>	日本国 <i>Nihon-koku or Nippon-koku</i>

(3) 業務運営の基本ルール

① 「.日本」と「.jp」の関係

- 「.日本」の登録者と「.jp」の登録者を「完全に一致」させる場合には、例えば、「テスト.日本」は「テスト.jp」の登録者しか登録できないなど、新たなトップレベルドメインが有効に活用されないおそれがあるのではないか
- 他方、「完全に分離」とした場合には、こうした問題は生じないが、「テスト.jp」と「テスト.日本」の登録者が異なることについて、利用者の混乱を招くおそれがあるのではないか
- 「完全に分離」とした場合でも、例えば、「.jp」ドメイン登録者や商標登録者に対し、一定期間は「.日本」への優先登録を認めること等により、こうした両者の問題点について(比較的)適切に対処することができるのではないか
- このため、新規参入を図るなら、一定の優先登録期間を設けた上で、「分離」方式とするのが望ましいのではないか

- ② ドメイン登録者を「.jp」と同様に日本の個人、法人等に限定すべきかどうか
- 次の理由から、日本に居所を有することを登録の条件とし、ドメインの登録者が日本に居ることを示すようにすることが望ましいと考えられるのではないか
 - ① gTLDが複数ありこれから利用可能なドメインが大きく増加することが予想される中、「.日本」という国別ドメインの特色を活かすことができること
 - ② 海外からのフィッシング防止など利用者保護を十分に図ることができること
- 新たなドメイン名の世界的な利用を促進するため、外国に居住等する者も登録できるようにするべきという考えもあるが、それらの者の登録を認めた後に、登録者を日本に居住等する者に限定することは事実上困難であること等を考えると、まずは、上記の運用を行うことが適当ではないか
- その上で、将来必要となった場合には、外国に居住等する者の登録を可能とすることについて検討することが適当ではないか

(4) 事業者の選定

① 選定基準

ア 候補者の資質に関する審査項目

I 日本法人に限定するかどうか

- 確実かつ安全な運用、利用者利益の確保等の観点から、「.日本」の運営は日本国内で登記した法人に限定することが望ましいのではないか
- その法人に対する外国人等による出資の取扱いについては、審査段階の選定基準(例えば、株主構成の安定性等)で考慮することが適当ではないか

【参考】GAC原則(抜粋)

5.2.3. ccTLDレジストリ、ならびにレジストリの運用担当者は、当該の政府もしくは公的機関が正式に別段の決定をしていない限り、当該の政府もしくは公的機関の領地または管轄区域における居住者または設立法人であるべきである。いかなる場合も、ccTLDは、法律ならびに当該の政府もしくは公的機関の公共政策に従った形で運用すべきである。

Ⅱ 既存事業者による申請

- 新たな国別トップレベルドメインの管理運営事業者として、より適切な者が選ばれるためには、より多くの事業者から申請が行われることが期待される。
 - 選定にあたっては、ドメイン管理運営事業における競争導入のため、新規事業者を既存事業者（「.jp」の管理運営事業者）よりも優先するとの考えもあるが、
 - ① ドメインの管理業務は一定のルールに従って確実に行われることが求められ、業務自体の創造性や新規性は大きくないこと
 - ② 現在の「.jp」ドメインは「.com」等の分野別トップレベルドメインと一定の競合状況にあること
 - ③ 新たな分野別トップレベルドメインの新規参入が近く可能となること^(注)等から、公正な選定が行われる場合には、既存事業者と新規事業者を区別する必要はないと考えられるのではないか。
- (注)新たな分野別トップレベルドメインでは、国内の地域名を用いたドメイン名の導入も可能となる見込み（ただし、国名を用いたドメイン名は禁止）。なお、分野別トップレベルドメインの管理運営業務については、一の者が複数の管理運営業務を行うことは禁止されていない。
- なお、新規事業者か既存事業者かを問わず、その国別トップレベルドメインの管理運営業務については、同等の監督が行われることが望ましいのではないかと（後述）

Ⅲ 法令違反歴

- トップレベルドメイン名の管理運営業務は、我が国の社会経済のインフラであるインターネットの接続に関わる重要なサービスであり、公共性が高い事業であると考えられるべきではないか
- このため、その審査にあたっては、次の事項について重大な問題がないかを確認することが必要ではないか
 - ① 事業者及びその役員の法令違反歴
 - ② 反社会的勢力の関与

イ 業務運営に関する審査項目

- 選定には、既存事業者のサービス水準等を参考に、業務運営等に関する下記の8項目について審査を行うことが適当ではないか
- 各審査項目の詳細は、〈例〉として記載された事項を参考として、実際に選定を行う主体が、公正な手続の下で定めることが適当ではないか

(1) 技術的能力

〈例〉・ DNSサーバーの運用を円滑に行うための技術的能力

(2) 経営基盤

〈例〉・ 安定的な事業運営に必要な資金の確保(借入金等)

- ・ 事業開始後の収支の見通し
- ・ 株式会社にあっては、株主構成の安定性

(3) 事業計画

〈例〉・ サービス開始時期

- ・ サービス内容、運営方針
- ・ 適切な設備投資計画(ドメイン数に応じた設備増強計画等)
- ・ ドメイン登録料の価格設定方針

(4) 事業運営の透明性(国民、利用者への説明責任)

〈例〉・ ドメイン事業収支の公表

(5) コンプライアンス体制

〈例〉・ 法令遵守のための体制の整備

(6) 利用者等外部からの苦情・問合せ対応の体制

〈例〉・ 顧客サポート体制、紛争処理体制

- ・ 関係者からの苦情や提案をサービス向上につなげる体制

(7) 国際的な役割の遂行

〈例〉・ グローバルなDNSの運営における連携確保

- ・ ICANNの議論への貢献

(8) 国内のインターネットの発展への貢献

〈例〉・ 基本理念

- ・ インターネットに関連する国際的議論に関する情報の共有

② 選定方法

- 適格と考えられる申請者が複数あった場合には、例えばくじ引き等の機械的な手段を用いることも考えられるが、ドメイン名が広く国民に利用される公共性の高い業務であること等から、最も審査項目への適合度が高い者を選定すること(いわゆる比較審査)が適当ではないか
- 比較審査は出来る限り公正かつ透明性の高い方法により行われることが求められるのではないか

③ 選定主体

- ICANNのIDN-ccTLD実装計画案では、ある事業者が「.日本」の管理運営事業者となることについて、国が支持すること(推薦状を出すこと)が要件とされている

【参考】IDN-ccTLD実装計画(抜粋)

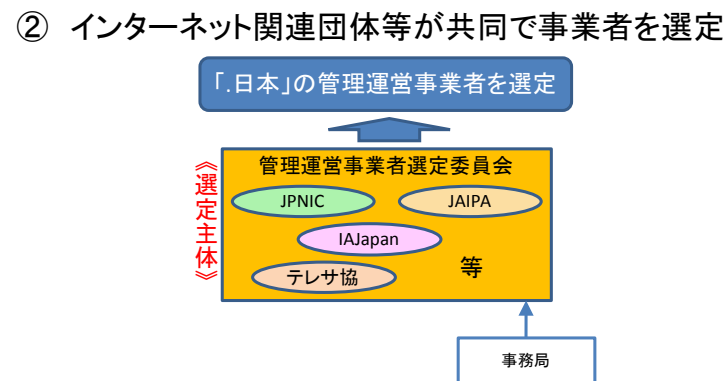
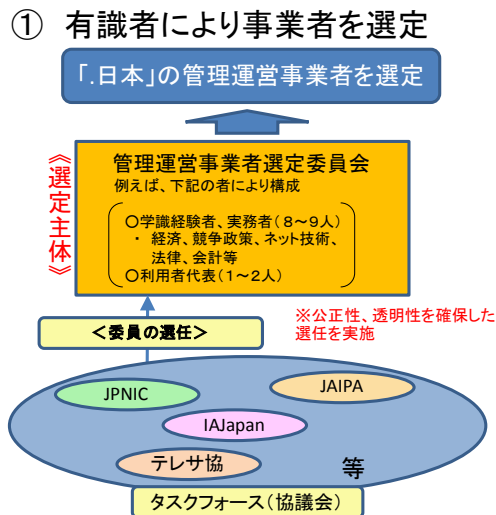
「申請の準備段階において、申請者がそのドメインの運営管理事業者となることを国が支持していることを示す推薦状が必要。」

- 国が推薦を行うことからすれば、国自体がその推薦対象となる事業者を選定することが考えられるのではないか
- しかしながら、これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたこと等を踏まえれば、まずは民間の場において「.日本」の管理運営事業者の選定を行うことが適当ではないか
- この民間による選定の場が次の3点を満たす場合には、政府は、その選定結果を基本的には尊重することが適当ではないか
 - ① 公正性、中立性が確保された形で設けられること
 - ② 政府と一定程度の関連性を有すること(例えば、適正と認められる選定主体に依頼状を出す等)
 - ③ 本報告書の提言に沿った選定等が行われること
- ただし、こうした民間の場が設けられなかったり、設けられたとしても適正な選定が行われなかった等の場合には、国が直接選定を行うこともやむを得ないのではないか

- この「民間による選定の場」の構成については、公正性・中立性を確保した上で適切な選定を可能とする観点から、次の点を踏まえたものとするのが適当ではないか。
 - ①インターネット関連団体等の関係者(ステークホルダー)が広く関与できる形であること
 - ②管理運営事業者を実際に選定する主体は、公正かつ透明に選ばれた有識者10名程度により構成される委員会が行うこと

- 以上を前提とすると、「民間による選定の場」としては、次の形が適当ではないか。
 - ①インターネット関連団体等の関係者(ステークホルダー)が広く参画した事業者選定のためのタスクフォース(又は協議会)を設ける
 - ②そのタスクフォースが、事業者選定を行う有識者委員会の委員を公正かつ透明な手続きの下で選定するとともに、その事務局機能を担う
 - ③有識者には、法制度・経済・競争政策・ネット技術等を専門とする学識経験者又は実務者、及び利用者代表を含む
 - ④有識者の選定にあたっては、年代層や地域性等に配慮する

- この点について、より簡素な形での選定を行うため、インターネット関連団体等が共同で直接に事業者選定を行うとの考えもあるが、これでは、選定の公正性について国民・利用者の信頼が得られないといった問題点があるのではないか。



(5) 事業者監督の仕組み

- ドメイン管理運営事業者の業務の公共性を考えると、その業務の適性さを確保するための適切な監督の仕組みを設ける必要があるのではないか
- 新たな監督の仕組みとして、管理運営事業者を選定する「選定委員会」と同様の形で「監督委員会」を設けることとし、国の協力の下に監督に当たることが適当ではないか（「選定委員会」が事実上「監督委員会」に移行することも考えられるのではないかと）
- 具体的には、その委員会を年に1～2回開催し、事業者の業務運営状況（苦情・問い合わせ対応等の審査項目に関する状況等）について審議を行い、必要な場合には是正を促すこと等が考えられるのではないかと
- その際には、前述のタスクフォースが事務的な支援を行うことが適当ではないかと
- 管理運営業務の公正性の確保の視点から、我が国の国別トップレベルドメイン（「.日本」及び「.jp」）の管理運営業務の整合性が保たれることが望ましいのではないかと。
- 事業の安定的な運営が求められる一方で、インターネットを取り巻く環境の変化が激しいこと等を考えると、無線局に対する再免許と同様に、数年毎に管理運営事業者の適格性を確認等することが必要ではないかと

(6) データエスクロー契約

- 「.jp」と同様に、登録者の保護の観点から、管理運営事業者の破産等に備え、円滑に別の管理運営事業者へ業務を移管出来るようにドメイン登録者等のデータを第三者が保管する契約(データエスクロー契約)を締結することが必要ではないか

(7) 紛争処理ルールの整備

- 「.jp」と同様に、ドメイン紛争の予防・対処のために、紛争処理ルールを策定することが必要ではないか

(1) 新gTLDに関する手続きと主な課題

- 地理的名称に関連する新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入については、申請者がそのドメイン名を管理運営することについて、政府や関連する地方自治体が「支持」又は「反対がないこと」を示すこととされている。

【参考】新gTLD申請者用ガイドブック

都道府県名等の地理的名称に関連するトップレベルドメイン名の申請については、関連する政府の文書(例えば、市町村長や都道府県知事及び総務大臣の署名入文書等)での「支持がある」か「反対がない」ことが必須

- このため、政府や関連する地方自治体の対応方針や必要となる支援等について、以下の通り整理した
- なお、新gTLDの申請手続きについては、新gTLD申請者用ガイドブックによれば、下記①～⑦のとおりとされている(順調に進めば、①～③、⑦の手続のみ)

① 申請

- ・ 参入希望者が申請期間(60日間を予定)中に申請料金を支払い、オンライン申請システムにより、申請を行う。

② 書式審査

- ・ ICANNが申請内容に不備が無いかチェックを行い、次の評価に進める申請のリストを公開する

③ 初期評価

・ 文字列のレビュー

- － 既存TLD・他申請との類似性
- － DNSの安全性・安定性への影響
- － 地理的名称であるかどうか

・ 申請者のレビュー

- － 技術面及び運用面の能力の証明
- － 財政能力の証明
- － レジストリサービス案

異議があれば、この間に異議申立を行う

④ 拡張評価

- ・ ③初期評価の下線項目について不合格もしくは更にレビューが必要と判断された場合に、1回だけ拡張評価を受けることができる

⑤ 紛争解決期間

- ・ ③初期評価期間中に、下記の4つの理由による異議申立をすることが可能であり、このような申立を受けた場合、紛争解決期間において処理することとなる
 - (1)文字列の混同による申立(String Confusion Objection)
 - (2)法的権利に基づく申立(Legal Rights Objection)
 - (3)公序良俗に関する申立(Morality and Public Order Objection)
 - (4)コミュニティからの申立(Community Objection)
 - － Openの申請にもコミュニティからの申立が行われることもある
- ・ 紛争処理手続は原則英語で進められるが、紛争処理機関の定めによっては他の言語で行われることもある
- ・ 費用は両者が前払いし、勝った方には返金され、負けた方がコストを負担する

⑥ 文字列競合の解決

- ・ 比較評価はCommunity-basedの申請にのみ行われる
- ・ 比較評価で決まらない場合とOpenの申請の場合に和解できない時はオークション

⑦ 契約に向けた調整

- ・ 理事会のレビュー
- ・ ICANNとのレジストリ契約履行
- ・ 委任前の技術的チェック
- ・ ルートゾーンへの新TLDの追加

(2) 地方自治体の対応方針

- 事業者の選定基準や選定方法等については、例えば、審査基準について、地域振興の観点など独自の基準を設けることも含めて、その自治体の意思により決定することを基本とすべきではないか
- 後述の「対応の手引き」(国別トップレベルドメインの選定例)を参考に選定の方法や実施体制を定めることが望ましいのではないか
- ドメインの運営主体が地方自治体自身となることは、特段禁止する必要はないのではないか
- 民間事業者から「支持」等の要請があるにもかかわらず、地方自治体自身が運営主体となることとした場合については、その理由を十分に説明することが求められるのではないか
- 地方自治体为新gTLDの申請に関与しない意思を示した場合(文書を一切出さない、ICANNからの問い合わせに応じない、意見を提出しない場合)には、その意思を尊重し、他の関連地方自治体と国のみの対応により、新gTLDの事業者選定手続等を進めることが適当ではないか

(3) 国の対応方針

- 国は、事業者選定についての地方自治体の判断を最大限尊重することが適当ではないか
 - ただし、国は必ず地理的名称に関するgTLDの申請に関与することが必要ではないか
 - － ある事業者の申請について地方自治体が「支持」又は「反対しない」場合であっても、インターネットの安定的な運用や利用者保護を適切に確保する観点から、例えば、事業者やその役員に重大な法令違反歴がある等の問題が認められる場合には、国はその申請に「反対する」ことが必要ではないか(注)
- (注)gTLDの申請プロセスにおいて、ドメイン申請者の財務面、技術面はICANNの審査事項となっており、国は責任を持ってICANNの審査を支援することが必要と考えられるのではないかと。
- － 地方自治体が「関与しない」旨の意思を示した場合には、ドメイン利用の促進・活性化の観点から、他の関連地方自治体と国のみでの対応により、新gTLDの事業者選定手続等を進めることが適当ではないか
- また、関連する地方自治体の一部又は全部がそのドメインの創設について「反対する」場合には、国はその意思を尊重し、ICANNにおける異議申立手続の対応等について支援することが必要ではないか
- 国は新gTLDの円滑な導入に資するため、各自治体との連携体制を構築するとともに、各種支援を実施することが必要ではないか

(4) 国と地方自治体との連携方策

- 国内の地理的名称と同一の名称のドメインについて、日本国の内外を問わず、国や地方自治体に無断でICANNに申請が行われる可能性もあり得ることから、ICANNが公表する情報について、国及び相談窓口がチェックし、関連情報を関係自治体に提供する仕組み(例えば、メーリングリスト等)が必要ではないか
- そのチェックに関し、
 - ①少数言語までチェックする場合
 - ②市町村内の区域名等までチェックする場合には、相当の労力・コストが必要になることから、国や自治体は必要となるコスト等に照らし、どの程度まで行うことが適当かについて、あらかじめ、意識の共有が必要ではないか
- 新ドメインの申請に当たって、申請企業等から国または自治体の一方に対し、「支持」又は「反対がない」旨の求め等があった場合には、速やかに国と自治体はその情報を共有することが必要ではないか
- ICANNに対し、国や地方自治体に無断で国内の地理的名称と同一の名称のドメイン申請が出された場合、状況によっては、国と関係自治体が共同で一定の対応(例えば、両者が連名でICANNに対して異議申し立て等の文書を提出すること等)を取ることも必要となるのではないか。また、こうした対応については、参考として他の自治体にも情報提供することが適当ではないか

(5) 地方自治体への支援

① 地方自治体向け「対応の手引き」の策定

○ 各自治体における検討に資するため、例えば、次の項目を内容とする「対応の手引き」(仮称)を定めることが必要ではないか

- ・ ドメインの基礎知識
- ・ 事業者選定の基準(「.日本」等における選定基準の紹介)
- ・ 事業者の審査方法の例(「.日本」等における審査スキームの紹介)
- ・ 参考事例の紹介
- ・ 国と地方の連絡、連携体制
- ・ 支援窓口の連絡先、相談内容
- ・ 混乱防止のための管理運営ルールの推奨例
 - ① 予約ドメインの設定
 - ② 商標関連ドメインの優先登録
 - ③ データエスクロー契約
 - ④ 紛争処理ルール
 - ⑤ 事業の廃止、譲渡に関するルール
- ・ ドメイン管理運営事業者の監督 等

○ 「対応の手引き」は、国別トップレベルドメインに関する議論との整合性に配慮しつつ、審議会の答申を踏まえて速やかに民間団体を中心に国と自治体が協力して策定し、公表することとしてはどうか

○ なお、複数の地方自治体に関係する地理的名称に関連するトップレベルドメインとしては、例えば以下の分類が考えられるため、それぞれのケースに応じて、複数の自治体に関係する場合の合意形成ルールについて指針を示すことが必要ではないか

- ・ 複数の行政地域を含む地域名(「.関東」など)
- ・ 都道府県名と市区町村名が重複している地域名(「.大阪」(府・市)、「.京都」(府・市)など)
- ・ 行政地域名以外の地域名(「.富士山」、「.尾瀬」など)
- ・ 過去に用いられたことのある行政地域名(「.陸奥」など)

(参考) 合意形成ルールとして、例えば、複数の地方自治体に関係すると思われる地理的名称については、国が自治体がトップレベルドメイン申請についての「支持」等が求められた時点で、ホームページ等で公表し、例えば一定期間(1ヶ月程度)のパブリックコメント期間を設けることなどが考えられるのではないか

② ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

- 新ドメインの申請に当たっては、関係者との調整(国や自治体から支持の取り付け等)やICANNへの申請書提出等が求められることから、地方自治体や申請企業からの各種問合せ等に応じる相談窓口を設けることが必要ではないか

- 相談窓口の業務としては、次のものが考えられるのではないか
 - ・ ドメインやICANN等の基礎知識
 - ・ 新ドメイン申請に関するICANNの各種ルール
 - ・ 新ドメイン申請書の記載方法
 - ・ 複数候補者が現れた場合の比較審査の実施方法
 - ・ 新ドメイン運営に関連する企業(エスクロー先)等の紹介
 - ・ ドメインに関連する情報収集、地方自治体等への情報提供 等

- 相談窓口の具体的な設置先としては、例えば、ドメインの管理運営事業者の選定に携わるタスクフォースの中に設けることが考えられるのではないか

(1) ドメイン利用市場の健全な発展に向けた取り組み

- IDN-ccTLDや新gTLDの導入により、ドメインを利用するインターネット関連市場が活性化することのほか、我が国においても、ドメイン運営のASPサービスを行う事業者やデータエスクローを行う事業者(ICANN公認エスクローエージェント)等の増加等が期待できるのではないか
- これらの新規市場を活性化するための取り組みについて検討することが必要ではないか
- 地理的名称に関連するgTLDの導入にあたり、可能な場合には、インターネット関連団体等により設けるタスクフォースの協力を得ることも考えられるのではないか
- 既存の「.jp」の監督(注)について、「. 日本」に関して設けられる「監督委員会」を活用することも考えられるのではないか

(注)現在、総務省とJPNICが協力して、JPRSの財務状況、jpドメインの運営状況について監督を行っており、管理運営業務の適正さを担保している

(2) ICANN等への貢献の拡大

- ICANN及びインターネットに関連する国際的な諸活動に対して、我が国からのより一層の国際貢献が求められるのではないか。インターネット関連団体等により設けるタスクフォースを活用することが考えられるのではないか
- 具体的なタスクフォースの活用としては、例えば、次のものが考えられるのではないか
 - ① ICANN等の議論に対する貢献
 - ② ICANN等の役職者(理事や各支持組織の評議員)・事務局員といった人材の供給等に関する貢献
 - ③ ICANN等の会合の招致 等